

文化財公開施設の計画に関する指針  
平成7年8月  
文化庁文化財保護部

## はじめに

近年における国民の文化に対する関心の高まりに伴い、文化関連施設の設置の動きが活発化しているところであるが、博物館・美術館等についても、各地で新設・拡充の検討が行われており、その設立形態についても多様化が進んでいるところである。

文化庁では、従来から美術工芸品等の国指定文化財について公開許可を行うに際し、公開施設の状況を事前に把握するとともに、国指定文化財の公開を行おうとする施設を建設する場合においても、事前に協議を行っていただき、計画段階から必要な指導を行ってきたところである。

文化財公開施設の新設等は、文化財の公開・活用を積極的に推進していく上で非常に望ましいことであるが、同時に、貴重な文化遺産である文化財の維持・保存が不可欠である。このため、文化財公開施設の新設・拡充に当たっては、計画の段階から、文化財の公開・活用と維持・保存の調和に十分な配慮が必要であり、かねてより、関係者から文化財公開施設の建設等の計画に際し、そのよりどころとなるべき指針の作成が求められていたところである。

本指針は、このような状況を踏まえ、文化財公開施設の設置等の計画に当たり、あらかじめ承知していなければならない基本的な考え方や具体的留意事項等を整理し、明確にすることにより、文化財の積極的かつ適切な公開活動に資することを目的として策定したものである。

今後、本指針の趣旨が十分に理解され、関係各位に活用いただくことにより、文化財の公開・活用がさらに推進されることを期待している。

なお、国指定文化財の公開施設については、施設計画のみならず、専任の学芸員の配置はもとより、適切な管理・運営体制の確立等が望まれるところであり、文化庁としては、これらについても引き続き検討を進めることとしている。

## 第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方

文化財（美術工芸品等）を広く公開することは、近年における国民の文化に対する関心の高まりの中で、文化財をより身近なものとし、文化的生活の向上に資する観点から積極的に推進していく必要がある。しかし、我が国の文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等を素材としており、それぞれの材質に則した保存上の対応が求められる。

文化財公開施設の計画に当たっては、このような我が国の文化財の特質を踏まえ、文化財の保存に重大な影響を及ぼすことのないよう、施設・設備等について、以下の基本的な考え方に基づき検討を進める必要がある。

また、検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させることが望ましい。

- 1 建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
- 2 建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
- 3 建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
- 4 展示室、収蔵庫等の設備が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
- 5 防火・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

## 第2 文化財公開施設計画の留意事項

文化財の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学的な観点からは、相反した問題が内在しているといえる。

従って、文化財の公開に当たっては、できる限り保存に適した諸条件が求められるが、建物や保存環境などを整備することによって、これらの問題を可能な限り解決していく必要がある。

このため、公開施設の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしていくことが肝要であり、特に、以下の事項に留意すること。

### 1. 文化財公開施設の立地環境

文化財公開施設は、建設予定地の立地環境によっては、必ずしも文化財の良好な保存に必要な条件を確保することができないおそれがあるので、その選定に際しては、以下の環境条件に対して十分に留意することが望まれる。

ア. 地形（具体例……急傾斜地、低湿地等）

イ. 地質・地層（具体例……地下水脈、水位、活断層等）

- ウ．気象（具体例……多湿，塩害等）
- エ．その他周辺の環境（具体例……大気汚染，降灰，住宅過密地域等）

## 2. 文化財公開施設の設計と施工

文化財公開施設の設計に当たっては，建設予定地の環境を踏まえ，建物，設備，収蔵庫・展示室等の配置及び通路等について，以下の点に留意すること。

また，施工に際しても，解体コンクリートなどの施工の状態や乾燥状態によっては，文化財の保存環境に悪影響を与える場合があるので，慎重に行う必要がある。

### (1) 建物設計

- ア．建物は，耐火・耐震構造とする。
- イ．建物に地下部分を設けた場合は，底盤に防水措置を施すと同時に，外壁の防水措置は地下部分だけでなく地表面よりやや上まで施す。特に地下に収蔵庫・展示室を設ける場合は，防水に留意する。
- ウ．陸屋根の場合には完全な防水措置を施し，排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。
- エ．収蔵庫・展示室は，外部の環境からの影響を極力受けにくい設計とする。

### (2) 設備設計

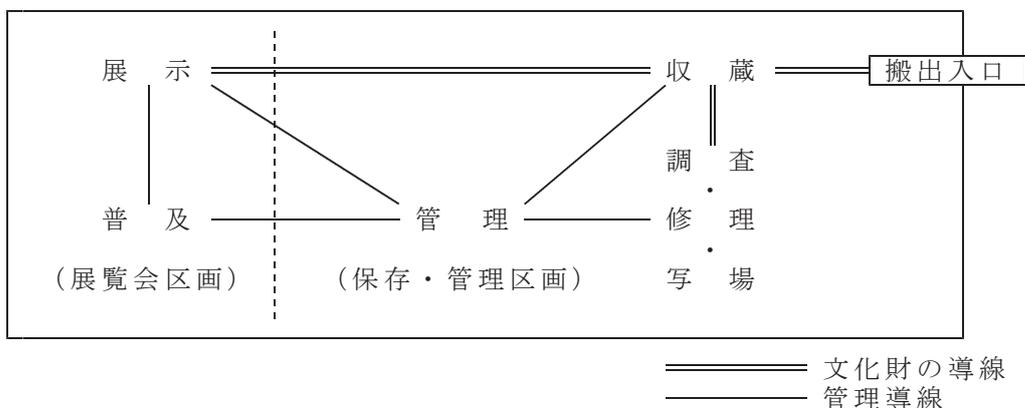
- ア．空気調和設備
  - (ア) 空気調和（以下「空調」という。）設備は，四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用することが望ましい。
  - (イ) 空調系統は，展示室と収蔵庫とに分離する。特に，収蔵庫の内部についても，文化財の材質等に応じて分離することが望ましい。
  - (ウ) 収蔵庫の空調は，庫内だけでなく，二重壁内の空気層にも行うように配慮する。
  - (エ) 騒音・振動を発生する設備機器は，展示室及び写場の近くには設置しない。
- イ 照明設備
 

文化財が置かれる空間には，紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線を出さない光源を用い，温度上昇を避けると同時に，文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。
- ウ 防火・防犯設備
  - (ア) 展覧区画，保存区画，管理区画の動線は重ならないようにする。
  - (イ) 展覧区画については，文化財の安全とともに，観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要である。
  - (ウ) 保存・管理区画については，防火・防犯に係る管理を十分に行う必要がある。

### (3) 各部屋の配置設計

- ア 展覧区画，保存区画，管理区画を明確に分ける。
- イ 収蔵庫・展示室等各部屋の配置に当たっては，文化財の移動を安全，かつ機能的に行えるように，複雑な動線や段差を避ける。
- ウ 文化財が置かれる部屋の防火区画は，個々に完全な独立区画とする。

〔文化財保存の観点からの各部屋配置概念図〕



### (4) 通路設計

- ア．通路は，文化財の移動が安全かつ効率的に行われるようにできるだけ短くするとともに，曲がり角を少なくし，段差や傾斜は極力避ける。
- イ．通路の有効幅は，2メートル以上とすることが望ましい。

### (5) 施工等

- ア. コンクリートの打設は慎重に行い、コンクリートの中に鬆（す）が生じないように注意する。
- イ. 内装工事は、十分な換気・除湿を行うことにより、躯体コンクリートを乾燥させてから行う。また、内装工事終了から文化財の公開までには、展示ケースを含め室内の乾燥を図るため十分な期間をとることが望ましい。
- ウ. 建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましい。

### 3. 主要な施設等の設計

文化財公開施設の計画に当たっては、文化財の保存に対する配慮が不可欠であり、収蔵庫はもとより、保存の場としての機能を有する展示室についても、文化財保護の観点から、収蔵展示（観覧者や展示効果に対しても配慮しつつ、収蔵しながら展示する。）の考え方にのっとり収蔵庫と同一の保存環境を実現する必要がある。また、燻蒸施設や調査・整理・修理室等の作業スペース、搬出入口、荷解場、エレベーターなどの付帯施設等についても、文化財の保存環境の維持、安全の確保を図る必要がある。このため、以下の点に留意すること。

#### (1) 搬出入口

- ア. 搬出入口は、文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。
- イ. 搬出入の際に外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に、風が強くと吹き込む位置に設けることを避け、止むを得ず避けられない場合には、防風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ。
- ウ. 建物内の保存環境を安定させるうえから、搬出入口は、通用口などと兼用せず、文化財専用とする。

#### (2) トラックヤードと荷解場

- ア. トラックヤードは、建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。
- イ. 外気の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと荷解場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。
- ウ. 輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。
- エ. 荷解場は、梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全を考慮し、荷解作業等を行う上で、文化財にとって安全かつ十分なスペースを確保する。
- オ. 荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。

#### (3) エレベーター

- ア. 文化財及び関連する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮したものとする。
- イ. 文化財及び関連する荷物の運搬に使用するエレベーターの入口は、文化財を移動する動線を考慮して、荷解場に面して設置することが望ましい。

#### (4) 収蔵庫

- ア. 地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面するなどの位置に配置しないことが望ましい。
- イ. 収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。
- ウ. 収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。
- エ. 間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。
- オ. 収蔵庫の外壁が外部と面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。
- カ. 収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出によって文化財を汚染するおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する。
- キ. 収蔵庫の扉は、出入口は原則として1ヵ所とし、密閉性、防火性に優れたものを設置する。
- ク. 収納棚等は、地震等による移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする。
- ケ. 収納棚等は、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置するとともに、庫内の出入口付近のスペースは広くとる。
- コ. 漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるように設計する。

#### (5) 調査・整理・修理室・写場等

これらの部屋は、いずれも直接文化財を扱う場所であり、温湿度・照明について

は収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

#### (6) 燻蒸施設

- ア. 搬出入口の近くで、建物内の他の施設から独立した専用の施設として設置するのが望ましい。
- イ. 原則として建物の外壁に接して設置するとともに、前室を設ける。
- ウ. 燻蒸室及び前室には、それぞれ排気設備を設置する。
- エ. 燻蒸室内には、減圧燻蒸釜や燻蒸庫を設置することも有効である。
- オ. 扉、壁などは、気密性に留意して設計する。また、攪拌装置等を設置する場合は、電気系統を防爆型とする。
- カ. 燻蒸後の排ガス処理装置を設置するとともに、配管は極力短くなるように考慮する。
- キ. 建物の空調・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。

#### (7) 展示室・展示ケース

- ア. 外光の入る開口部は、原則として設けない。
- イ. 観覧者の出入等により、展示室が著しい外部環境の影響を受けないように設計する。
- ウ. 収蔵庫と同一の保存環境を実現するとともに、防犯上からも展示ケースの使用が必要である。展示ケースの設計については、以下の点に留意すること。
  - (ア) 展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計をする。
  - (イ) ケース内の温湿度調整法にはおおむね次の方式があるが、環境や施設計画、将来の管理・運営を十分に考慮した上で、採用することが望ましい。
    - (a) 調湿剤使用方式  
密閉度の高いケースを用い、調湿剤で湿度を一定に保つ方式である。  
調湿剤の管理を適切に行う必要がある。
    - (b) 空調方式  
空調によってケース内の温湿度を一定に保つ方式である。  
吹き出し口からの風が直接文化財に当たらないように考慮し、かつ恒常的に空調を行う必要がある。
    - (c) 自然換気方式  
自然換気により、展示室内の空気をケース内に導入する方式である。  
展示室内を恒常的に空調して温湿度を一定に保ち、かつ室内の空気の汚れがケース内に直接流入しないように、フィルターの交換を適切に行う必要がある。
  - (ウ) 展示ケースのガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。また、地震等の災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することなどは有効である。
  - (エ) 移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる必要がある。

### 4. 他の施設と併設する文化財公開施設の設計

他の施設と併設する文化財公開施設としては、おおむね下記の三とおりの形態が考えられる。このような施設の計画に当たっての留意事項は、これまでに述べたことと同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい。

- A 文化、スポーツ施設等との複合。
- B 各種事務所との複合。
- C デパート・商業施設等との複合。

#### (1) A及びBに該当する施設

- (ア) 建築上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設部分と隔絶されていること。
- (イ) 空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。
- (ウ) 適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。
- (エ) 文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。
- (オ) 文化財公開施設専用の出入口を設けていること。

#### (2) Cに該当する施設

- (ア) 上記(1)の事項を充足していること。
- (イ) 文化的展観を行う専用施設として商業施設等から隔絶（避難通路を除く）されていること。したがって、出入口は展示施設の専用口であること。
- (ウ) 観覧者の出入口は、公道など将来にわたって必要なスペースが確保される場所に面していること。